

第8章 図書館施設の使用

(使用の対象)

第40条 図書館は、その事業運営に支障がない限りにおいて、図書館事業に関連のある会議、研究会及び催事等の目的で、館長が適当と認めたものに対し、館内施設を使用させることができる。

(使用の手続)

第41条 図書館施設を使用しようとする者は、図書館施設使用申込書（様式第8号）を館長に提出し、図書館施設使用許可書（様式第9号）の交付を受けなければならない。

2 前項の使用時間は、図書館の開館時間内とする。

(使用の制限)

第42条 館長は、図書館施設の使用について次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 使用目的が申請内容と違ったとき。
- (3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
- (4) 館長が運営上特に支障があると認めたとき。

第9章 図書館協議会

(組織)

第43条 那珂市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第44条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 館長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第45条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

第10章 雑則

(補則)

第46条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第8号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○那珂市立図書館展示コーナー使用規程

平成21年12月15日

教委規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年那珂市教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、那珂市立図書館（以下「図書館」という。）の展示コーナーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 展示コーナーは、本市の文化・教育活動や生涯学習で積み上げた成果等の展示又は図書館での募集作品の展示の場として使用することにより、本市の文化の発展及び図書館事業の推進に資することを目的とする。

(使用の対象)

第3条 展示コーナーを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 主として市民により構成された団体
- (3) その他図書館の館長（以下「館長」という。）が必要と認めたもの

(使用の申込み)

第4条 展示コーナーを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、展示開始2月前から1週間前までに図書館施設使用申込書（規則様式第8号。以下「使用申込書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 館長は、展示コーナーの使用を許可したときは、図書館施設使用許可書（規則様式第9号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。

2 前項の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、展示物を搬入及び撤去をするときは、使用許可書を携帯し、館長の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 展示コーナーを使用できる期間は、準備、搬入、撤収及び後片付けを含み2週間以内とする。

(使用の制限)

第7条 使用者が、展示コーナーを使用できる回数は年2回とし、再度使用する場合は、前回の使用終了日から3月が経過しなければ使用することができない。ただし、館長が認めた場合はこの限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を取消し、中止し、又は制限するものとする。この場合において、損害が生じた場合は、使用者の負担とする。

- (1) 使用申込書に記載された内容又はこの規程に規定する事項に反した場合
- (2) 図書館の公共性又は運営に不適切と判断した次に掲げる場合

ア 音、臭気等図書館の開館に支障をきたす展示

イ 金銭的な利益を目的とした展示

ウ 思想的、宗教的な勧誘、布教を目的とした展示

エ 公序良俗に反する展示

(3) 使用の権利を譲渡又は転貸した場合

(4) その他館長が不適切であると認めた場合

3 使用できる展示用品は、図書館に備付けのものとし、図書館備付け以外の展示用品を使用する場合は、事前に館長の許可を受けなければならない。

(責務)

第8条 使用者は、展示物の搬入及び搬出、配置並びに展示物について、責任を負うものとする。

2 展示期間中に、館内において生じた盗難、破損等すべての事故について、図書館は一切の責任を負わない。

3 施設、設備、備品等を損傷又は紛失した場合は、速やかに館長に届出し、修理復旧に係る費用は、使用者が負担するものとする。

4 使用者は、展示物が著作権、プライバシー等第三者の権利利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合には、一切の責任を負うものとする。

5 使用者は、前条に規定する事項を遵守し、展示関係者に周知徹底を図るとともに、館長の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、展示コーナーの使用後は、原状回復するものとする。

(使用料)

第10条 展示コーナーの使用料は、無料とする。

2 展示物の搬入及び搬出並びに広報に係る費用は、使用者の負担とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正）

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学

校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員

会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

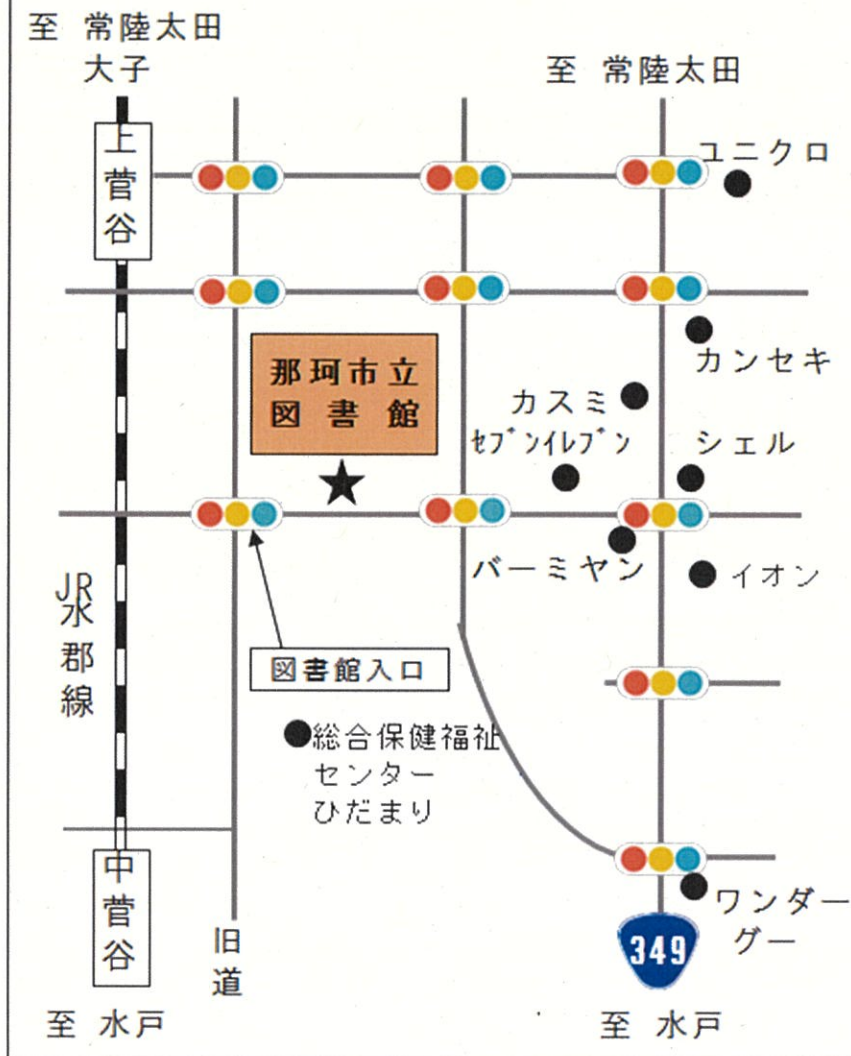
（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

市立図書館はこちら！



令和 5 年度

図 書 館 要 覧

令和 5 年 7 月 発 行

編集・発行 那珂市立図書館

〒311-0105 茨城県那珂市菅谷2995番地1

TEL 029-352-1177

FAX 029-352-1178